

2022年4月1日

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 4月 1日～ 2025年 3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：2023年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2022年 5月～ 所定外労働の現状を把握
- 2022年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2023年 4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2：2024年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2022年 5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2022年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2023年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2023年 10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：2025年3月までに、管理職（部長級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<対策>

- 2022年 10月～ 人事考課面接において候補者適正について実態を把握
- 2023年 10月～ 経営者及び管理職に対する意識改革研修実施
- 2024年 4月～ 候補者の選定を開始